

○豊島区保健福祉審議会条例

平成21年6月26日

条例第39号

(設置)

第1条 豊島区における保健福祉に関する重要事項について審議するため、区長の附属機関として、豊島区保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、保健福祉に係る計画の改定その他の重要事項について審議し、答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員28人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(令6条例3・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊島区条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年3月27日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。